

# 令和2年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり ポスターを募集します

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 目的          | 高知県では、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」を制定し、県民の皆様や観光等で本県を訪れる方々すべてが、安全で安心して暮らし、滞在することのできる地域社会を目指した取組を進めています。<br>県民の皆様の防犯に関する意識や安全安心まちづくりの気運を高めるための広報活動で活用するポスターを、児童・生徒の皆様から広く募集します。   |  |
| 募集期間        | 令和2年5月25日(月)から同年10月30日(金)まで(必着)  |  |
| 応募資格        | 高知県内の小学校、中学校、高等学校に在籍する児童生徒   |  |
| 賞           | 小学生の部<br>最優秀 1点 … 高知県知事からの表彰状、副賞として図書カード3千円分<br>優秀 1点 … 高知県知事からの表彰状、副賞として図書カード1千円分<br>佳作 数点 … 高知県知事からの表彰状  |  |
|             | 中学・高校生の部<br>最優秀 1点 … 高知県知事からの表彰状、副賞として図書カード5千円分<br>優秀 1点 … 高知県知事からの表彰状、副賞として図書カード3千円分<br>佳作 数点 … 高知県知事からの表彰状   |  |
|             | 参加賞 応募者全員に、安全安心まちづくりグッズをさしあげます。  |  |
|             | 最優秀の作品は、A2サイズのポスターとして作成され、令和3年2月頃から、県内の各小、中、高等学校及び警察署等に配付し掲示されます。<br>また、最優秀及び優秀の作品は、啓発用ポケットティッシュの図柄(台紙)として活用します。   |  |
|             | 令和2年度重点テーマ<br>・「地域で子どもを見守ろう」<br>・「高齢者などを事故や事件から守ろう」  | ・「特殊詐欺の被害を防ごう」<br>・「鍵かけ運動を進めよう」  |
|             | 作品のイメージ<br>・地域で子どもを見守ろう<br>・特殊詐欺の被害を防ごう<br>・高齢者などを事故や事件から守ろう<br>・鍵かけ運動を進めよう  | 「買い物などの日常生活を行う際に、見守り活動を行うようす」<br>「スクールガードなどのボランティア団体によるパトロールのようす」<br>「息子や孫のなりすましてだますオレオレ詐欺などの被害から守る」<br>「夜間や早朝の外出時に明るい服装をし反射材を身につける」<br>「商品の送りつけなどの悪質商法から守る」<br>「自転車やオートバイを止める時には鍵を確実にする(ツーロック)」など |
| 応募の決まり      | ※ 薬物(シンナー、麻薬など)乱用防止、未成年者の喫煙や飲酒又はスマートフォンの安全利用(SNSの利用方法、援助交際ほかなどの注意喚起については、犯罪のない安全安心まちづくりの令和2年度重点テーマではありませんのでご注意ください。<br>(1)自作未発表のものに限ります。<br>(2)一人何点でも応募いただけます。ただし、用紙1枚につき1点としてください。<br>(3)用紙は、八つ切サイズ(271mm×382mm)で白紙を使用し、着色してください。<br>(4)標語等の文字を入れる・入れないは自由です<br>(5)画材は色鉛筆、クレヨン、ポスターカラー等自由です。<br>(6)作品裏面に①住所②氏名(ふりがな)③年齢④電話番号⑤学校名・学年⑥作品説明(趣旨・意図など100字以内)を記入してください。無記入の場合は無効となります。<br>(7)応募作品は折り曲げないように郵送又は持参してください。また、学校の担当教諭名を封筒等に記載してください。 |  |
| 結果発表        | (1)入賞については、直接本人に通知します。(学校を経由して応募のあった方については、学校経由で通知します。)<br>(2)入賞者の学校・学年・氏名については、高知県のホームページ等で発表させていただきます。   |  |
| その他         | (1)県が応募作品を受け取ったのち、県担当者から学校の担当教諭に作品受領の電話連絡をします。県への作品到着予定日から1週間を経過しても、この受領確認の電話がない場合は、恐れ入りますが、下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。<br>(2)作品の著作権、その他一切の権利は、高知県に帰属するものとし、標語・色等をご相談の上で補作することがあります。<br>(3)応募作品は返却いたしません。<br>(4)入賞作品が、他の著作権等の侵害であることが明確となった場合は、受賞決定後であっても受賞を取り消す場合があります。<br>(5)個人情報については、審査・発表にかかわること以外には使用しません。<br>(6)応募作品は、受賞の有無に関わらず今後の広報活動に活用させていただく場合があります。  |  |
| 応募先及び問い合わせ先 | 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号(県庁本庁舎5階)<br>高知県文化生活スポーツ部 県民生活・男女共同参画課 安全安心まちづくり担当<br>TEL 088-823-9319 FAX 088-823-9879<br>E-mail 141601@ken.pref.kochi.lg.jp  |  |

# ポスター制作のテーマ

高知県安全安心まちづくり推進会議では、令和2年度に重点的に取り組むテーマを、次の4項目に定めています。このテーマを制作時のヒントにしてください。この他にも、安全安心まちづくりをテーマにした皆さんのアイデアあふれる作品をお待ちしております。

## 地域で子どもを見守ろう

- ・ 隣近所への声かけやあいさつ運動を推進する ・ 知らない人についていかない ・ 防犯ブザーを活用する
- ・ 地域の方々による登下校時の見守り活動のようす（ボランティアやスクールガード等による見守り活動、地域で防犯パトロールを行う青色回転灯装備車両）
- ・ 買い物などの日常生活を行う際に、見守り活動を行うようす など

## 特殊詐欺の被害を防ごう

特殊詐欺とは・・・、（※注）を参照

- ・ 「レターパックや宅配便で現金を送れ」「携帯電話の番号を変えた」は特殊詐欺の手口
- ・ 「必ずもうかる」「お金が返ってくる」などのうまい話に用心する
- ・ 息子などと言ってお金を求める電話はまず疑い、すぐ家族に確認
- ・ 「詐欺かな」と思ったら、警察にまず相談をする など

（※注）  
特殊詐欺とは、電話などを使って相手と会うことなく信用させ、振り込みなどの様々な方法により、お金をだまし取る犯罪の総称です。  
（例）  
息子や孫などになりすます「オレオレ詐欺」  
医療費がかえってくるとだます「還付金詐欺」  
有料サイトの利用料金などと嘘の請求でだます「架空料金請求詐欺」  
必ずもうかるという嘘の情報でだます「金融商品詐欺」  
ロト6の当せん番号を教えるなどと言ってだます「ギャンブル詐欺」

## 高齢者などを事故や事件から守ろう

- ・ 高齢者を特殊詐欺（※注）や悪質商法などの被害から守る
- ・ 道路の横断は左右をよく確認する ・ 夜間や早朝の外出時は明るい服装と反射材を身につける など

## 鍵かけ運動を進めよう

- ・ 短い時間でも戸締りを忘れない ・ 外出時や寝る時には家に鍵をかける
- ・ 自転車やオートバイを止めるときにはロックを確実にする
- ・ オートバイ・自転車にはツーロック（ハンドルロックや補助錠）する など

## 高知県犯罪のない安全安心まちづくり標語 （作品に使用していただいて構いません）

- ☆「人と人 声かけ安全 助け合い」
- ☆「安全な 街の主役は わたしたち」
- ☆「声かけて あなたの安全 私の安全」
- ☆「みんなで防犯 安全安心 町づくり」